



Title	非典型労働の可能性と法的問題点 アメリカ型流動化社会が示唆するもの
Author(s)	藤川, 恵子
Citation	大阪大学, 2001, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/42236
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	藤 川 恵 子
博士の専攻分野の名称	博 士 (法 学)
学 位 記 番 号	第 1 5 9 2 9 号
学 位 授 与 年 月 日	平 成 13 年 3 月 23 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第4条第1項該当 法学研究科民法法学専攻
学 位 論 文 名	非典型労働の可能性と法的問題点 アメリカ型流動化社会が示唆するもの
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 小 嶋 典 明 (副査) 教 授 吉 本 健 一 助教授 菊 池 馨 実

論 文 内 容 の 要 旨

労働基準法が制定されて以来半世紀余りが経過し、人々の暮らし方とともに職種や就業形態も多様化しつつある。わが国では、こうした新しい就業形態の1つである派遣労働が、職業安定法や労働者派遣法による厳しい規制の下におかれているが、派遣労働の発祥の地アメリカでは、わが国とは対照的に規制がほとんどみられない自由な状態にある。

アメリカの自由で柔軟性に富む労働市場においては、派遣労働のほか、従業員リース、個人事業主などの非典型労働に就く者が増加しており、このような非典型労働者の増加が好景気と物価の安定を実現している、との肯定的な評価が一般にはなされている。しかし同国にあっても、非典型労働に就く者の権利保障や雇用保障が十分ではないという批判はあり、派遣労働については、派遣先企業の団体交渉義務を含む使用者としての責任の所在が問題とされており、非典型労働を特別法の制定により規制すべきであるという動きともそうした批判はつながっている。他方、アメリカで急成長を続けている従業員リースについては、失業保険および労災補償にからんだ問題が議論されているほか、個人事業主についても、労働者性の判断基準の見直しを求める声があるなど、近年、非典型労働をめぐる議論は従前にも増して活発化する傾向にある。

このようなアメリカにおける非典型労働をめぐる議論は、アメリカと同様に就業形態の多様化が進んでいるわが国においても共通する部分が多く、アメリカにおける議論の現状や問題点を解明することは、わが国における議論をさらに発展させる上で、重要な意義を有すると考えられる。

以上のような理解に立って、本論文は、アメリカにおける非典型労働の現状と法規制のあり方を検討するなかで、非典型労働が労働市場において本来有する役割とその問題点を明らかにすることにより、わが国における非典型労働をめぐる政策的課題と展望とを明確にしようとするものである。

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

労働市場においては、近年、急速な勢いで雇用形態の多様化が進みつつある。Non-standard work ないしは Atypical work と呼ばれる非典型的雇用就業形態の拡がりがあり、こうしたなか、法律学、経済学、社会学

等の領域にまたがる学際的な研究も進展をみるにいたっている。

申請者はこうした非典型労働のあり方をテーマとした国際シンポジウム（Non-standard Work Arrangements Conference in Michigan, August 2000）にも報告者として参加するなど、既にこの分野におけるエキスパートの一人として知られているが、本論文は同人がこれまでに公表した数多くの論文を集大成したものということができる。

申請者の立場は労働市場の規制緩和を重視するものであるが、同人が特に研究の対象とするアメリカの労働市場とその法制度は、従来、需給調整（いわゆる経済的規制）の色彩が強かったわが国の労働市場法制的将来を考えるに当たって、有力な示唆を与えるものとなっている。

また、本論文の考察対象は、労働者派遣や従業員リースといった、近年アメリカで急成長を遂げた非典型の雇用形態にとどまらず、個人事業主という非雇用（就業形態）の領域にまで広がっており、その内容は、法律学以外の分野における研究者にとっても有用な素材を提供するものとなっているといって差し支えはない。

以上のような理由から、本論文は博士の学位を授与するに十分な価値を有するものとする。